

広島県立ふくやま産業交流館に係る指定管理者の候補者の選定について

商工労働総務課

広島県立ふくやま産業交流館の指定管理者について、広島県指定管理者選定委員会産業振興部会（以下「産業振興部会」という。）での審査を踏まえ、指定管理者の候補者を次のとおり選定した。

1 指定管理者候補者

候補者	株式会社イズミテクノ
代表者	代表取締役 本田 雅彦
住所	広島県広島市西区商工センター二丁目3番1号
指定期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日（予定）
申請提案額	0円（予定）

【選定理由】

産業振興部会において、応募者から提出された事業計画書など、提案内容を審査基準に基づき審査を行った。

その結果、指定管理料の申請提案額が最も低かったことに加えて、重点項目とした「利用者サービスの向上・確保」、「利用促進、新たなイベント提案」及び「申請提案額の実現性」において、

- ① 利用者本位のきめ細やかなサービスの確保
- ② 具体性及び新規性があり、施設全体の利用促進につながる提案
- ③ 自社グループのネットワークを活かした調査に基づく集客可能性の高い提案

などが、優れていると評価された。

2 施設の概要

所在地	広島県福山市御幸町大字上岩成字正戸 476 番 5 号
施設の設置目的	産業及び地域の振興に資するため
現指定管理者	株式会社イズミテクノ

3 応募者（順番は申請順）

応募者名		所在地	代表者名
A	株式会社オオケン	広島県広島市南区松川町5番9号	大中 幹夫
B	株式会社イズミテクノ	広島県広島市西区商工センター二丁目3番1号	本田 雅彦

4 広島県立ふくやま産業交流館指定管理者選定状況

（1）産業振興部会委員

部会長	藤原 利昌（広島県商工労働局商工労働総務課長）
委員	大林 ゆかり（大林ゆかり社会保険労務士事務所 社会保険労務士） 親泊 健（親泊健公認会計士事務所 公認会計士） 蔵田 秀和（広島県中小企業団体中央会 専務理事） 長谷川 信男（広島県商工会連合会 専務理事） 和田 崇（県立広島大学地域創生学部教授）

※ 委員の順番は50音順

(2) 審査基準及び結果等

施設の効用を最大限発揮するとともに施設の管理経費の縮減を図る観点から、「Ⅰ 利用者サービスの向上・確保」、「Ⅱ 利用促進、新たなイベント提案」及び「Ⅶ 申請提案額の実現性」に重点をおいて審査を行った。

審査基準	審査の項目	配点 ウエイト	応募者 (※応募者名は3のとおり)		評価及び選定理由
			A	B	
Ⅰ 利用者サービスの向上・確保	・開館日、利用時間などは、利用者のニーズに的確に応えたものか ・施設及び付属設備の利用について円滑に管理運営される見込みか ・利用者等からの要望や苦情等への的確な対応ができるか ・利用者の安全対策が取られているか（緊急時の避難体制等を含む） ・個人情報の取扱いが適切に行える見込みか	20	15.3	16.0	○同種の施設の管理実績から、両社とも安定した運営が期待できると評価された。 ○加えて、Bは、利用者本位のきめ細かな対応が評価された。
Ⅱ 利用促進、新たなイベント提案	・利用状況等の目標設定は適切かつ現実的か ・利用促進策、利用者増への取組がなされているか ・広報活動等に係る内容（計画）は適当か ・施設の効用発揮のための魅力的な提案がなされているか ・県施策への協力等に係る考え方はどうか ・特定の者等に有利な利用とならないか	20	14.0	15.3	○Aは、利用促進策等に斬新さは認められたものの、具体性に乏しく、低い評価となった。 ○Bは、具体性をもった新たな切り口で、旧レストランエリアの利活用を施設全体の利用促進につなげる提案が評価された。

Ⅲ 維持管理水準 の妥当性	・施設の修繕や設備交換に関する取組がなされているか ・警備・清掃等は仕様書基準を満たしているか ・設備・機器等の保守点検は仕様書基準を満たしているか	10	7.3	7.3	○両社とも公共施設の管理実績があり、維持管理の面において問題ないと評価された。
Ⅳ 申請者の経営 状況・信頼性	・職員の執行体制（安全管理・労災）が安定し、配置数は適正か ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率の達成 ・責任者常駐の有無等、責任体制は確保されているか ・有資格者、経験者の配置状況は適切か ・業務や安全管理等に対する職員研修等の充実度かどうか ・再委託を行う場合の内容及び委託先は適切か ・不測の事態への対応（保険等）はどうか ・財務状況は健全か	10	7.7	8.0	○両社とも執行体制や職員配置及び緊急時の体制等については問題ないと評価された。
Ⅴ 申請者の取組 姿勢	・施設の目的・公共性の理解度はどうか ・地域や関係団体等との連携体制が取れるか ・事業計画やプレゼンにおける申請者の取組姿勢はどうか	10	7.3	8.0	○Aは、県東部地域の振興に向けた取組姿勢が評価された。 ○Bについては、グループ会社のネットワークを十分に活かす姿勢が高く評価された。また、委員の質問に対する回答がより明確であったと評価された。

VI 申請提案額（金額評価）	・指定管理料及び変動納付金による評価 【指定管理料】 (最低提案額／申請者の提案額) × 5 点 【変動納付金】 (申請者の提案率／最高提案率) × 5 点 ※指定管理期間の全体額（5 年間分を合算） ※小数点第 1 位まで求める。小数第 2 位切捨て。 ※申請者の提案額又は提案率が、指定管理料上限額（26,760 千円）を上回る場合又は最低納付率（70%）を下回る場合は失格	5	0.0	5.0	○指定管理料については、B が A よりも低額だった。 A : 25,000 千円（5 年総額） B : 0 千円（5 年総額）
		5	5.0	3.8	○変動納付金（納付率）については、A が B よりも高かった。 A : 90%、B : 70%
VII 申請提案額の実現性	・申請提案と事業計画は整合しているか ・事業環境の変化を合理的に予測した上での提案となっているか ・仮説の論理建てができて内容となっているか ・過去の同種事業の実績に基づく、実現性の高い内容となっているか ・経費の効率化の方策の内容はどうか ・収支差額増への取り組み内容はどうか	20	11.3	15.3	○A は、利用促進策の実現可能性について明確な説明がなく、低い評価となった。 ○B は、利用促進策について、自社グループのネットワークを活かした調査に基づく集客可能性の高い提案となっており、実現性が高いと評価された。
合 計 点 数		100	68.0	78.8	※点数は小数点第 2 位を四捨五入して記載しているため、各審査基準の得点の合計は、合計点数と一致しない場合がある。

※本結果は、6 名の委員の平均点によるものである。